

次の点に ご注意ください

- ◆ 金融機関等が申込書を受け付けた日の翌月 25 日以降に納期限となる分から口座振替（引き落とし）が始まります。申込日の月末（または月初め）が納期限になっている分は振替（引き落とし）が間に合いませんので、納付書で納めてください。
- ◆ 口座振替日（引き落とし日）は納期限の日です。前日までに口座残高の確認をお願いします。
- ◆ 残高不足等で振替（引き落とし）ができなかった場合、再度の振替（引き落とし）はできません。後日、送付される督促状（納付書を兼ねています）で、金融機関等の窓口で納めてください。
- ◆ 国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が変更になった場合は、再度、口座振替の手続きをしてください。

よくある ご質問 〈Q&A〉

Q 必ず口座振替にしないとイケないのですか。

A 口座振替の手続きをすれば、納期のたびに支払いに行く手間がなく、また納め忘れもないので便利で安心です。強制ではありませんが、この機会に口座振替による納付への切り替えをお願いします。

Q 納付書では支払いができないのですか。

A 金融機関やコンビニエンスストアなどでの納付書支払いのほか、スマートフォンアプリやペイジー、クレジットカード払いなどもご利用いただけます。納付書にQRコード*が印刷されていれば「地方税お支払サイト」からもお支払いできます。

*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です

Q 国保税は年金から引かれています。口座振替にしなければいけませんか。

A 年金からの差し引きによって支払っていただいている方（特別徴収）は、口座振替のお手続きの必要はありません。ただし、ご希望があれば口座振替による納付に変更することもできます。

Q 世帯主は社会保険に加入しています。振替口座は世帯主名義でなければいけませんか。

A 国保税の納税義務者は、世帯主となります。別の人（家族）の口座を指定したい場合は、口座名義人ご本人の承諾があれば振替口座に指定することもできます。詳しくはご相談ください。

Q 国民健康保険に加入しましたが、すぐに別の社会保険に加入する予定です。口座振替の申し込みをしなければいけませんか。

A 近日中に別の社会保険に加入する（国保をやめる）予定がある場合は、口座振替のお申し込みをしていただく必要はありません。